

平成 24 年 第 5 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 24 年 5 月 16 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 4 時 00 分閉会

開催場所 摂津市役所 本館 3 階 301 会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
26	「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
27	「摂津市スポーツ推進委員委嘱の件」	承認

出席者

委員長	大矢優子	次世代育成部次長		教育政策課長代理	野本憲宏
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	前馬晋策	こども教育課長代理	橋本登喜子
委員	溝口重雄	生涯学習部次長		生涯学習課長代理	
委員	原田正文	兼文化スポーツ課長	布川博	兼安威川公民館長	辻稔秀
教育長	和島剛	総務課長	岩見賢一郎	総務課長代理	安田信吾
教育次長兼		子育て支援課長	木下伸記	総務課総務係員	関本敏晴
次世代育成部長	馬場博	教育政策課長	若狭孝太郎		
教育総務部長	登阪弘	こども教育課長	小林寿弘		
生涯学習部長	宮部善隆	児童相談課長	北橋ひとみ		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		

委員長

ただいまから、平成 24 年第 5 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元職務代理です。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進め方について前回会議の活性化ということで、不登校について今回話し合うことになっておりますので前半議案、その他につきまして 1 時間お時間を取りたいと思います。残りの 1 時間でその他の諸課題について「不登校対策について」ということで話し合いたいと思います。皆さんご協力のほどよろしくお願いいたします。まず議案第 26 号摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件について子育て支援課長よりお願いします。

子育て支援課長

議案第 26 号摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

説明が終わりました。何か質問ご意見はございませんでしょうか。

異議なしということで、議案第 26 号摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件については承認と致します。

続いて、議案第 27 号摂津市スポーツ推進委員委嘱の件について文化スポーツ課長お願いします。

文化スポーツ課長

議案第 27 号摂津市スポーツ推進委員委嘱の件について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

説明が終わりました何かございますか。無ければ議案第 27 号摂津市スポーツ推進委員委嘱の件については承認したものとします。

続きまして報告事項について、総務課長よりお願いします。

総務課長

それでは、事業実施に伴う奨励援助の件につきまして報告させていただきます。

[資料にて事業実施に伴う奨励援助の件につき報告あり]

委員長

ただ今の事業実施に伴う奨励援助の件につきまして何かございますか。それでは（２）小学校及び保育所給食調理場業務の委託について、総務

課長より説明をお願いします。

総務課長

小学校及び保育所給食調理場業務の委託について報告させていただきます。

[資料にて報告あり]

委員長

この件につきまして、何かご意見・ご質問はございますか。無ければ、私の方から質問させていただきます。任用替え試験というのはどのようなものなのでしょうか。

総務課長

今回行われました任用替え試験でございますが、現業職員から一般職員または、一般職員から現業職員といったように職種の変更を希望する者についての試験がございました。それで学校給食調理員と致しまして2名の方が合格されて1名の方が一般事務職員、もう一名の方が保育士の方に、また、保育所の調理員の方につきましては、2名の調理員が保育士の方に任用替えの試験を受けられ合格されておられます。

委員長

直営から業務委託に移っていくということですね。分かりました。他に何かございますか。

溝口委員

組合への申し入れ、そういった手続きを行われるということですが、申し入れの内容というのはどういった内容なのでしょうか。

総務課長

小学校の方の調理員の申し入れにつきましては、平成25年4月より小学校一校を民間委託することを申し入れしました。保育所につきましては調理業務の一部について平成25年より民間委託を申し入れるという内容です。

溝口委員

直営から民間委託、これはまさに管理運営事項ですね。これを組合へ申し入れるということは非常に丁寧な手続きだと思います。本来、管理運営事項というのは、当然そういう手続きは必要なしに短期間でやるべきだと思うのですが、その辺のご見解はいかがでしょうか。

総務課長

過去から小学校給食の委託化ということにつきましては、組合との交渉ということで合意・取り決めのうえで進めて参りました。この件につきましても申し入れを行わせていただいて、双方合意のうえで委託を進めてい

きたいと思っております。その合意点が、どこまでの合意点に達するかというのはこれからの話でございますけれども、できる限りスムーズに話し合いを進めていきたいと思っております。

溝口委員

そういう過去の手続き経過は分かりますけれども、しかし今日的な状況において、そういう手続きをするということについて、私は若干違和感を覚えます。確かにそういった仕事のやり方についての変更内容の説明は、それこそ丁寧に職員にする必要性は認めます。しかし、それはあくまでも方針決定の説明であって、申し入れをし、合意を得て、仮に合意がなければどうなるのかという問題もあります。いずれにしてもそういう時間をかける時間があるならば、もっとほかの仕事に専念をいただきたい。これは要望として言っておきます。

委員長

この件につきましては以上で終わりたいと思います。

続きまして、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例施行規則の一部を改正する規則制定の件につきまして説明願います。子育て支援課長お願いします。

子育て支援課長

摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例施行規則の一部を改正する規則制定の件につきまして報告させていただきます。

[資料にて報告あり]

委員長

ただ今の件につきまして、何かご意見・ご質問はございますか。無ければ次の4番摂津市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件に移りたいと思います。子育て支援課長から説明をお願いします。

子育て支援課長

摂津市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件について報告させていただきます。

[資料にて報告あり]

委員長

この件に関しまして何か質問はございますか。無ければ、続いて(5)摂津市立小中学校通学区域審議会開催の件につきまして、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長	[摂津市立小中学校通学区域審議会開催の件について報告あり]
委員長職務代理者	実数について、実際どれぐらいの子どもさんが影響を受けるのか、今後数年間に渡って、何年間かは影響を受けることになると思うのですが、実数はどうなっているんですか。
子育て支援課長	平成 24 年度で、この地域に住んでおられる小学校の方の数なのですが、けれども 19 名ということで把握しています。住民基本台帳法上の数字ですので区域外に通学されておられる方などがあれば、若干前後するかもしれませんが。もし、今の年齢層がそのまま小学校に移行する場合は、平成 25 年度で 15 人、平成 26 年度で 17 人、平成 27 年度で 14 人という数字になります。
委員長	他の質問はございますか。無ければ、続いてその他の案件に移りたいと思います。 平成 24 年度 4 月の問題行動等件数について、教育政策課長より説明をお願いします。
教育政策課長	[資料に基づき、平成 24 年度 4 月の問題行動等件数について報告あり]
委員長	何か質問はございますでしょうか。
委員長職務代理者	資料を見ていますと、平成 23 年度は 4 月の 1 ヶ月間で 82 件とありますが、今年度 4 月は 3 件となっています。これはどういうことでしょうか。
教育政策課長	この表の平成 23 年度の数値は年間合計でございます。
委員長	他にはよろしいでしょうか。無ければ次に移りたいと思います。その他 2 番の平成 24 年度当初国・私立中学校への進学者について教育政策課長よりご説明をお願いいたします。
教育政策課長	[平成 24 年度当初国・私立中学校への進学者について資料により報告あり]
委員長職務代理者	数字的には 37 人と非常に少ないと思うのですが、私立中学校に進学するというのは公立中学校に対する何らかの不信感・不満感等があるその校区の中でそういう声がある中で、この数字が上がってきているとすれば

大きな問題だと思います。教えていただけるかわかりませんが、例えばこの小学校は常にそういう傾向があるであったり、この小学校ではそういう傾向がないといったものがあれば教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長

学校ごとの傾向について、ということでしょうか。

教育長

次回に、全体像が見えてくると思います。私学でもどんな私学に通っているのか、例えばスポーツ推薦で進学しているのか等いろんな問題が出てくると思いますので、全体像が見えた際に私学志向がどういう原理で働いているのかを報告したいと思いますので、よろしいでしょうか。

委員長職務代理者

わかりました。

委員長

続きまして、その他3番に移ります。平成24年度摂津市立小中学校学力向上プランについて、教育政策課長より説明願います。

教育政策課長

[平成24年度摂津市立小中学校学力向上プランについて報告あり]

委員長

説明が終わりました。何かご意見・ご質問はございませんか。

溝口委員

このプランは、全体としては以前の計画から言えば相当精緻なものになっていると評価をしておきたいと思います。特に、このプランの様式等も整備されたということで良かったなと思います。これをもってヒアリングをし、また必要な修正や指導助言して年度途中でも更に修正を加えていくものだと思いますが、いくつか気づいた点を申し上げておきたいと思います。評価と点検報告の作業の折に、知見者として教授からいろんなサジェッションがあったわけですが、一番頭に残っているのは、いわゆるプラン・ドゥ・シーの中で、このプランの数値目標を掲げての具体性という点において、以前の計画は非常に見劣りをするという指摘がありました。それを繰り返し15校に渡って見てきたわけですが、やはり具体性に欠けている学校が多いと思いました。良い方の学校ですので名前を挙げておきますが、鳥飼小学校は基礎・基本の部分で2学期まで学年配当の漢字を教えていって、習熟度を80%以上とするということでした。これは極めて具体的なプランであって、こういったことは非常に良いものだと思います。それから第三中学校と第五中学校におきましても英検・漢検への取り組みについて、これも良いことだと思います。ただ、望むなら

ば、どの程度のランクまでこれを目標とするのかといった更なる目標設定があれば良いのではないかと思いました。それからちょっと厳しいかもしれませんが、別府小学校の場合、今年度計画を立てて、来年度に本格的な実施をするといった表現があるわけですが、それは教育政策課長のヒアリングのもとで、計画というのは今年あることを実施するというだけでなければなりませんので、そういった軌道修正をやっていただかないと、こんな悠長なことを言っておれば中学 3 年生の子どもはもう卒業してしまうわけです。こういうことでは意味がありませんから指摘したいと思えます。

あと、味生タイムであるとか、別府っ子タイムであるとか、鳥飼北小タイムというものについては、知る人ぞ知るということではあってはいけないことです。どういうことなのか、一定の推量はできますが、こういう表現はいかなものかと思っています。これは感想です。

教育長

私もヒアリングに入っていますので、今のことを踏まえながらきちんとチェックしていきたいと考えております。私も内容を読んでいまして、結局は進行管理だと思っています。だいぶ具体的になってきたという溝口委員からの話もありましたが、それがどれだけ具体化されたかといった進行管理をきちんとしていけないといけないと思いますので、その辺りも踏まえてこの先も取り組んでいきたいと思っています。

委員長職務代理者

学力・学習状況調査を見た時に、ほとんどの学校で記述式が不得意であったり、論理的思考力が無いといったことが書かれています。ところが、そのことに対しての対策を出している学校が 3 校ぐらいしかありませんので、その辺をしっかりとこの学校も掴んで行って、お互いにどこがどんなやり方で、どんな方法で力を付けていくかということを共有していくべきだと思います。恐らくどこの学校も漠然と大きな計画として書いていて、その中で実施しているのだろうと思います。このことが学校だよりの中で、保護者に対し本校の対策はこれですよといった時に、やはり具体性があった方が保護者には分かり易いのではないかと思います。

教育長

ここに書いてあるのは各校でボリュームも違いますし、漠然と書いてある学校と、ヒアリングをする時にはもうちょっと細かい分析をしたデータを持って来られますけれども、だいたいそこで説明しておられるのは、対策として授業改善するといったもので、具体的にどこまでの目標があってどういう方向に持って行くのかといったことを詰めていかないと、絵に描いた餅になりかねません。それと情報発信、その学校がどういう取り組

みをしているのかといったことも指導してきたいと思います。

委員長

他に質問はございませんか。無ければ私から質問させていただきます。小学校の学力向上プランですけれども、どの小・中学校もそうなのですが、大阪府の学力テストの分析から始まっています。私としては小学校で実施する学力向上プランは、中学校に進級したときに困らない学力を付けるという事を目標にしていた方が良いのではないかと思います。目の前に学力テストがあるので、非常にそれは要求されていることですから分かるのですが、小学校で積み重ねていないと中学校に上がったときに子ども達が困るのでそれをまず考えていただけたらと思います。中学校では勉強の方法も変わりますし、授業の雰囲気さえも変わってしまいます。小学校の場合でしたら、子ども達が手を挙げて発言するといったことが多くて、その発言に対して皆でそうだとか、そうじゃないといった反応をするところまで今は指導していますが、中学校ではそういう指導をしていないと思いますので、そういう違いがあるのでその点を考えていただきたいと思います。

教育長

今の点で、委員長職務代理者は第二中学校に校長として居られたわけですが、入学してきた生徒がどのくらいの学力なのかといった学力テストをやっていると思います。その辺りをご紹介いただけたらと思います。

それと、大阪府が出している单元ごとや学年ごとのチェックシートがあったと思いますが、その辺り事務局からも説明をお願いします。

委員長職務代理者

第二中学校では、4月1日に全員面談をして、文章も書かせています。その子どもがどの程度の文章力があるのかというのを見ていました。小学校の子どもが中学校に上がってきて授業の雰囲気が違うというのは、ちょっと違うかもしれません。中学校へ来て、制服を着て心も気持ちも変わるというのは、第二中学校の場合は4月1日に子どもの気持ちの構えも変えるという取り組みをして、中学校に入っても困らない取り組みをやっておりました。

委員長

第二中学校以外でも他の中学校でもそういうことを実施しているということでしょうか。

教育政策課長

かつては、すべての中学校で新入生テストを実施しておりましたが、現在では実施はしておりません。小学校の復習を多く含んだテストを教科で実施しているのは聞いております。1年生に入っすぐの段階で、例えば

課題テスト・入学テスト・新入生テストといった名称で実施している学校はありません。

先ほど教育長からお話がありました大阪府のワークブックのような教材もございますが、平成 19 年度から始まりました全国学力・学習状況調査の結果を受けまして、活用力を高めるようなテスト・ドリル・ワークブック、といったものが需要であるというところから大阪府教育委員会が中心になりまして 3 年かけてインターネット上にこういった教材を掲載いたしました。これは学習指導ツールという名称でございます。これについては府内、本市におきましても各小・中学校に対して各校で活用していただきたいということで、機会あるごとに周知しておるところでございます。併せて、現時点では過去の全国学力・学習状況調査、あるいは大阪府学力・学習状況調査の特に課題になっている問題もドリル代わり、問題集代わりにぜひ活用していただきたいということは伝えてきているところでございます。

委員長

あとは私の意見なのですが、学力向上プランを見せていただいて、どの学校も問題になっているのは家庭学習の問題だと思います。どこも家庭学習については、なかなか子ども達はできていないということです。それは学校も宿題をきちっと出しているかということ、各学校では統一して出していると思うのですが、やはりクラスの担任の先生に任されているところがまだ大きいと思います。まだまだ先生によって違いがあるようなので、学力向上プランをもってこれからは、各校力を入れていただけるのではないかと思います。

教育長

宿題の話は後で、事務局から説明させていただきますが、私のイメージでは小学校では学校単位で全校一斉に宿題を出してきているように思います。中学校の方は、以前にも保護者説明会をやった時に保護者のほうからむしろ小学校では宿題がよく出てたのに、中学校では宿題が少ないと言った声もありました。中学校の校長先生にもヒアリングをする時にも、できるだけ統一して宿題を出すように指導はしてきております。

委員長職務代理者

やはり、家庭学習は大変重要で、学力向上のためにはやらなければならないことだとするならば、家庭学習はこういうふうにしなさいといった指導のようなものが需要だと思うのですが、その辺りはただ宿題という形になってしまっている現状があると思います。それでは家庭学習に従事することにはならないと思います。

教育長	味生小学校でも家庭学習のすすめを作ったり、何かしら手引きを作って効果が出たという報告も受けたことがあります。
委員長	自主勉ノートというものを先生が奨励していることだと思います。それはノートを子どもに渡し、何でもいいから自分で勉強してきなさいという形で勧めているところがあるようです。
教育政策課長	まず、宿題の件であります。保護者の意見も多かったこともございまして昨年度は第一中学校と第四中学校で1学年において、学年にて宿題を出すということを行いました。それによって、1年生が小学校からの継続した宿題を中心とした家庭学習の定着を図る取り組みが進められています。今年度はそれぞれの学校が2年生にも拡大しながら進めていくものです。第四中学校については、それぞれの学年で宿題だけではなく自主学習といった取り組みもしています。第一中学校については、宿題だけではなく、家庭学習を含めた取り組みを考えていくということです。それぞれの取り組みを他の中学校にも拡大したいと考えましたので4月に行われました第1回小中一貫教育の推進協議会で全体化しまして各中学校で検討いただきたいということで、摂津市全中学校に拡大する方向でお願いして参りました。第五中学校では自主勉強のノート、いわゆる自主勉ノートの取り組みについては今年度も継続して行いたいと聞いております。昨年度までは1年生・2年生だけでしたが、今年度は全学年で実施していきたいと聞いております。
委員長職務代理者	中学校の場合は、部活動があります。あと塾へ行く通塾率の問題があります。そこに家庭学習がどこまでどう入ってこれるのか、要は時間の使い方の問題なのですが、かなり中学生では厳しいだろうと考えます。いかに、学校が家庭学習の手引きを作って子ども達に指導していけるかと思えます。実際に時間がどれくらいあるのか、土日ぐらいしか無いのかなとも思いますが、その辺り何か工夫が必要だと思います。
次世代育成部次長	第二中学校に関西大学の田尻教授にお越しいただいて、授業改善に向けて英語科を中心に進めています。先だつての教授のお話の中で、家庭学習が進むかどうかは、授業改善にかかっているというようなお話もございました。やはり、今日学んだことを次の回までに定着させたいとか、もっと次の回に自ら前へ進みたいと思わせることで宿題というものの意味が出てくるということでした。ですから、改めて授業改善と家庭学習が結びついているのだと感じましたので、そういう意味で授業改善を進めて参りた

いと考えております。

委員長

他に質問はございませんか。

原田委員

小学生でも中学生でも、塾での勉強時間というのが結構長いものだと思います。それは学校としてはどの程度把握されておられるのでしょうか。

教育政策課長

全学年での通塾率の調査は行っておりません。大阪府の学力・学習状況調査、あるいは全国の学習状況調査の中で、対象学年の塾についての質問がございますので、その範囲での把握でしかございません。

原田委員

塾の問題を別のところに置いてしまうと、子ども達の全体像が掴めにくいのではないかと思います。今後の検討材料だと思います。

委員長

塾も通っておられるお子さんと、通っていないお子さんと、また塾にどれ位通っているかというのも個人差があると思います。週に1科目2科目習っている子どもと、5科目習っている子どもさんもいらっしゃいます。

原田委員

塾によってもいろいろ形態があるわけで、その辺りと成績との関係を把握しないと、学校だけでいくら取り組んでも家庭学習はほとんどできていないのではないかと思います。これは教育委員会がどこまで関わるかという問題もありますが、どんな塾が成績を伸ばしているのかということ等も知る必要があると思います。

教育長

塾の問題ですが、全国の学力・学習状況調査で、対象学年の子どもがどれ位通塾しているかという数字は出てきております。学校が分析しているのは、うちの学校では全国と比べたら率が高いか低いか等だと思います。全市でみると近くに塾があるといった地域性の問題もあります。原田委員がおっしゃられたように、そのことが学力とどう結びつくかということも大きなファクターだと思いますので、どういう形で分析できるのかを検討していきたいと考えます。

原田委員

文部科学省から大学の方によく言われてきているのは、大学生は中学校レベル、ないしは高校1年生レベルの国語なり数学なりができていない学生が大半だということです。本来、大学生になるまでの学校での取り組みの問題なので、その辺りの分析みたいなものが必要だと思うわけです。やっている割に力が付いていないということです。そこをどういうふう

場として捉えていくのかということが重要だと考えます。

教育長

今のお話を聞きまして、調査項目でよく出てくる1日に何時間勉強するかということが数字として出てきても、その数値をどう分析して、その中身は塾を含めたものなのか、実際どうなっているのか、学習の中身も考察する必要があると思います。教育委員会で大きいところは把握しますが、やはり学校が学力向上プランのなかで、自校を分析する中で細かい分析をしていくべきだと思います。また、それを具体的にどういう対策を立てていくのかということだと思いますので、ご意見は参考にさせていただいて課題と受け止めたいと思います。

委員長

他にご意見・ご質問が無ければ次に進みたいと思います。次にその他(4)摂津市立小中学校普通教室使用状況について、総務課長より説明をお願いいたします。

総務課長

[資料に基づき、摂津市立小中学校普通教室使用状況について説明あり]

溝口委員

この資料提出を求めた理由は、昭和58年頃に人口のピーク時を迎えてその後20数年経っておるわけですが、相当実態から言えば、いわゆる余裕教室もあるのではないかと推測されるわけです。児童・生徒の数から言っても学校によっては、数クラスあったところが、学年によっては1学級とか、あるいは安威川以北では統廃合の対象になったとか、というようなことがあったわけですが、そういうことから市民の貴重な財産を有効に使わなければならないという趣旨で調査を求めたわけです。そこで1点は、普通教室として復元できる教室、然らば復元できない教室、想定されるのは校長室はどうであるとか、職員室はどうであるとか、あるいは数のことでは、その他の特別教室というよう諸々の部屋があるわけです。全財産と言いますか、体育館や物置、便所等は別としまして、教室として全体的にどういう状況にあるのかということ、繰り返し言いますが知りたいがために前回申し上げたわけです。その辺りから言えば、今の説明ではちょっと分かりづらいということが1点です。

それから2点目は、組合への便宜供与については、やっておりますという回答があったわけですが、ここではどこの学校でどういうふうになっているというのは出てこないわけです。それがどういうふうになっているのかということも併せて聞いておきたいと思います。

3点目は、例えば普通教室以外に13の種類・用途がありますけれど、この中で学校によって極端に言えば、部室というのは第二中学校にしか無

いわけです。逆に支援教室、これは第二中学校においても第五中学校においても対象児が居るわけです。しかし、その部屋は空欄になっています。これはどういうことなのかということです。そういうように見ていきますと、ランチルームにしたって、国際交流室にしたって、すべての学校に当然あると思うのですが、部屋としては空いてあるからこの2校はこういう位置づけになっているのかということです。私の考えは、余裕があれば、それは大いに市民に開放すべきだという考え方で質問しておりますので、それに応えての調査を、今回は無理であっても今後、引き続きお願いをしておきたいと思えます。それと、現認調査はやっていないということですが、これはやっぱりだめだと思います。一番最初の組合交渉で忙しいかどうか知りませんが、そういうことではだめだと思います。もちろん校長先生は全面的に信頼しておりますけれども、利用実態をつぶさに管理・監督責任がある総務課長が確認していただかないと、それ以上続けて云々はできないわけです。今日の段階では不十分になると思えますが、今申し上げた点について回答いただければと思います。

総務課長

1点目の復元できる教室のみ掲載させていただいて、逆に復元できない教室はどうなのかということですが、溝口委員がおっしゃいましたように特別教室の関係、これにつきましては、視聴覚室なり、図書室、図工室、理科室、美術室等々、については普通教室に変更できないという認識をしていただきました。あと、生徒数の減少で二つの教室の間の壁を抜いて、多目的教室に変更したり、PC教室に変更したりといった改修も、国の補助金もいただきながら改修した部分もございます。こういったところについては、普通教室には復元することができないということです。あと、職員室等の管理諸室ですが、今現在普通教室として復元できる、また普通教室を利用して使用している部屋の状況として説明させていただきました。

組合への便宜供与ということで、どこかということですが、これも学校の校舎内ではなく、敷地の中ではございますけれども、校舎の外に以前使用しておりましたプレハブがございましたので、その部分を行政財産の使用許可を出して使用していただいているということでございますので、校舎内の教室の一部を使っているというものではございません。

それと、普通教室を部室として使用しているということですが、第二中学校でも空き教室のようになっておりますけれども、第二中学校の校舎の構造上、ホールのような部分のございます。そちらで卓球部が活動をする際に、道具をしまっておったりという部屋が一つであります。あとは、雨天時に使用できますように、部室として普通教室の部分をトレーニング室という形で使用している合計2室あるということでございます。そ

れと、支援教室の関係ですが、第二中学校と第五中学校に普通教室を使つての支援教室が無いということでしたが、両校につきましては、もともとの建築当初の支援教室がございます。ですので、普通教室でも若干広めに作った支援教室がございますので、ここも普通教室に変更することができます。第二中学校におきましては、校舎の続きになっておりますが、別棟で三室の支援教室がございましたので、そこはそもそも支援教室として使用しておりますので、今回の調査からは対象外とさせていただいたものであります。ですので、ここに挙がっております支援教室、または通級指導教室として使用しておりますのは、以前普通教室として使用していたところを現在、支援学級または通級指導教室ということで使用させていただいております。万が一、対象の生徒が減った場合については、また普通教室に復元することはできますのでご理解をお願いいたします。

溝口委員

まず、行政財産と、普通財産との考え方があるわけですが、組合への便宜供与のことですけれども、行政財産の目的外使用許可を出しているということでした。目的外使用というのは本来の目的利用があって、目的外利用をしても差し支えない場合に、短期的に使用許可をするというものであります。そうでなければ、延々5年も10年も、本来組合が使用している場所は普通利用ですので普通財産的なものです。教育用財産として、本来の目的に従って利用しているわけではないのですから、教室外であっても考え方は全く一緒のものであります。それを、今後どうするのかということの考えを全く伺っておりませんが、今それがまとまっていないということであれば、次回の宿題にします。

それと、現認がまず必要だということですが、それについても現認はしなくとも信頼のおける先生から報告をいただいているものですから、ペーパーのうえで十分だと、ということでは私はないと思っております。信頼するしないとは別個で、やはり財産の管理者というのは現地調査が必要だと思います。そういう意味において、再度2点お尋ねしたいと思えます。

教育長

組合の問題は、現在のところ、前回の委員会時にも質問がありました。3年ほど前でしたが、一定の結論が出たわけですが、市民の方から監査請求が出てきまして、監査委員会で審議され、市としてはこのまま扱っていくということになりました。前回もお話しましたが、市職員の職員組合の問題もあるわけですが、市全体としては、総務課長が言っていますように、味生小学校の場合は校舎の端の方に古いプレハブがあって、そこを使っているということです。もう一つは、現在の味舌スポーツセンター

であります以前の味舌小学校の旧木造校舎を使っていたいただいております。そこを市としてすぐに見直そうとはしておりません。見直すとなった時には市職員組合の問題はどうするのかといったことを市長部局とも協議していく必要があります。ただ、電気代等につきましては、それぞれの組合が別メーターを作って負担しているという状況でございます。それと、現認調査ですけれど、これも担当はかなり見に行っていると私は思います。たとえば、どういう時に一番問題になっているかと言いますと、学童保育室の問題です。学童保育室の児童がかなり増えてきています。プレハブを建てて学童保育室を確保していくということもあります。学校によっては教室を利用してやってきて、どこが空いているかということで、かなり中に入って調査しておりますので、全体の現認調査ではないですけれど、見てきていると思います。それと、ランチルームのお話が出ましたけれど、別府小学校では食育が大きな教育テーマになっていましたので、その時にランチルームがある学校というのは非常に食育に活用されていることですので、できることなら全校にあった方が良いのになと私は思っております。それと、余っている教室があったら市民の方に開放すべきだという意見がありました。これまでも中学校区で鳥飼西小学校とか、味生小学校でも高齢者の方の集まる地域福祉の関係でそれぞれの教室を提供させていただいております。今言われている以上に、学校は地域といろんな連携をとりながら協力いただいておりますので、学校側も提供できるところは提供するといったことを現状としてやっております。今後も学校の施設管理についてはしっかりとしていきたいと思っております。

溝口委員

先ほどの教育長の答弁の中で組合に対する便宜供与、これは市長部局とのバランスがあるんだということについて分らないことはないのですが、私はあくまで市民の有効な利用を図るためにそういう視点で言っているわけです。ですから、バランス等々も分かりますけど、今までそうだからさらに味生、味舌について今まで通りだということは、私は全く解せない。やっぱり成り立ちから言いますと、これは貴重な市民の提供によって今日を見ているわけです。ですから、ああいった利用実態を見た時に果たしてどうかという不信感を持っているわけです。それを真摯に受け止めて正常化に努めていただきたいとこれは要望しておきます。それから現認の関係ですけど、これは、しないよりした方が良いというような程度の意味合いじゃありません。やらないといけないわけです。こんなもののペーパーだけで、わかりましたということにはならないと思っております。というのは、ある学校で地域の催し物があった際に、いろんな大道具・小道具を使われます。予め用意されている倉庫にそういったものが納まっていればそれで

問題無いのですが、どこの自治会のものかわからないような状況になってしまっている中で、学校の空き教室状況を見ると、またそれに近いような整理整頓されていない実態を現に見ておりますので、だから現状を調べて余裕教室が有るのか無いのか、そういう意味合いで言うておりますので真摯に受け取めてほしいと思います。

委員長

この件は次回以降も議論していきたいと思います。

それでは次に進めさせていただきます。その他（５）就学前教育実践の手引き・せつつ子育てつながりブックの発行について、こども教育課長よりお願いします。

こども教育課長

[その他（５）就学前教育実践の手引き・せつつ子育てつながりブックの発行について説明あり]

委員長

皆様よろしいでしょうか。続きまして（６）市民図書館外壁改修工事完了について報告願います。

生涯学習課長

[その他（６）市民図書館外壁改修工事完了について報告あり]

教育総務部長

[４月２８日に発生した千里丘小学区での事故について、今後の対応について説明あり]

委員長

学校訪問の時も車を乗り入れないということですか。

教育総務部長

今回の取扱いにつきましては、あくまで教職員の自家用車の学校への乗り入れに關しての取り扱いでございますので、先ほど申し上げましたように、市民の方や保護者の方等につきましては、できる限りこの趣旨をご理解いただいてご協力をお願いしたいというところでございます。

溝口委員

結論から言えばこういう取り扱いで結構かと思えます。ただ先ほどの教育長の論理から言えば、いわゆる市長部局の一般公務員職員との取り扱いとのバランスから言えば、これは違いますね。それもどのように考えておられますか。

教育長

市長部局の職員では、調理員、校務員等については、これと同じように学校を中心に考えており同じような対応です。それと本来駐車場の問題は、市役所有料化の問題等がありまして、それに合わせてやっという

進めて来ました。近畿道下の職員駐車場については、若干使用料を取っておりますけれども、若干違いが出てきておりますが、学校に勤務する限りは、市の職員、市籍であっても、府籍であっても問わずとなっております。

溝口委員

要は、先生方は市民から特権視されないように留意をいただきたいと思っております。今回この措置は何よりも、子ども達の安心安全、命を守るためにこういうことをやろうということですから、こういう事をさらにしたうえで今後同じような事が起きた場合の責務は極めて重いと思えます。以前に吹田市の学校内で同種の事故がありました。その時は、たまたま大事には至らず、一命助かったわけですが、しかしそれを契機に厳しい取り扱いにされたと言われております。今回も、これは全く不幸中の幸いだったと思えます。しかし、今後これをもってしても人間のことですから、どういったことになるかは分かりませんが、やっぱり身を引き締めていかなければならないと思えます。これは私の意見です。

委員長

以上でよろしいでしょうか。続きまして、各課事業予定及び結果報告について総務課長お願いします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について説明あり]

委員長

続きまして、最後に、教育に関する諸課題について「不登校対策について」、まずは事務局の方から説明をいただきたいと思えます。それでは、教育政策課長よりお願いします。

教育政策課長

[参考資料により説明あり]

委員長

続きまして、児童相談課長より説明をお願いします。

児童相談課長

[参考資料により説明あり]

溝口委員

本市の場合、平成13年をピークに3カ年半減計画ということで、小学校についてはほぼ達成されている。しかし中学校においてはまだまだであるという状況であります。確かに小学校では、1校平均2～3人という状況で、ただ中学校では1校平均で20人の子どもたちが不登校状況になっている。これはやっぱり厳しく受け止めなければならないのではないかと思います。と言いますのは、病気や経済的理由による欠席は除外されておるわけですから、逆に言えば病気や経済的理由によって不登校になってい

る生徒の状況はどうなのか、これも当然掴んでおかなければならないということが一点ございました。というのは、進路が進んで行けば高校にも引きずる子どもが当然出てくるでしょう。さらに社会に出た場合でも、社会的引きこもりというのもあるかと思えます。社会的引きこもりの90%の人が不登校経験を持っておるといような報告もあるわけです。それだけに、児童生徒のこの状況というのは真摯に把握をしなければならぬと思えます。ただ、この計画を見ていると共通認識を持つのはこれからだとなっていますね。平成13年のピークから言えば10年経過しておるわけですから、今もちろん課長から説明があったように現場では真剣な取り組みをいただいているとは思いますが、でも実際そういった状況であるようです。実態把握も数字だけの問題ではないわけです。特に不登校の場合は個々の対応が相当異なるわけです。個々の状況を見て適切な対応をしていかなければならないという意味では、非常にしんどい作業ではありますが、でも真剣にやっていたらなければならないというのが一点目です。

それから、二点目は国・府との状況から言えば、今課長がおっしゃったように1.5倍の開き、つまり遅れた対応になってあるかと思えますけれども、その原因はどこにあるのかということです。経済状況が厳しいというようなことで、学力に影響しているとよく聞きますけれども、今回の場合は、病気であるとか経済的理由はカウントされていないわけです。ですから国・府との対比の中で、摂津が1.5倍という厳しい状況であるのはどういようなとらまえ方をされているのかと言うのが2点目の質問です。

それから三点目は、個々の対応が違うといま申し上げましたが、それについては文科省の16年報告でも、まず一番大事なことは家庭訪問、つまりまず対象者並びにその家庭の方々との影響関係が一番あるわけですから、その辺でそういった訪問を地道にやっていただきたいなと思っております。

それから平成16年から半減計画に取り組んでいるわけですが、その折に、これは良い例なのでいつも言っておりますけれども、たとえば摂津小学校で、校長以下真剣な取り組みのもとにゼロに持っていかれた、こういう事例があるわけです。だから今平均が2.4人ですから、その気になればと言いますか、病気ではないわけですから、けれども病気でないからまた厄介だという言い方もできますけれども、いずれにしても2.4人という状況ですので、摂津小学校のような例もあるわけですから目標設定をすべきだと思います。これを今まで全くされてなされてこられなかったと言う事ですので、指摘しておきたいと思えます。15分も超過しておりますので詳しい回答は次回引き続きお願いいたします。

教育長

今不登校が大変深刻だと言われまして、いろんなご意見をお伺いしましたが、私は見ておりまして平成17年度からの3年間で、ピーク時の平成13年度の不登校数を半減する計画をやりましたが、平成19年度までに小学校は半減してきており、中学校の方も半減ではないけれども減ってきております。しかし、そこから横ばいになっています。分析していかなければならないのは、一つにはそこまでの5年間で摂津小学校の話を言われましてけれども、摂津小学校では連携支援モデル事業に取り組む中で、家庭教育相談員さんを入れるなど、人の配置をかなりしているのです、その成果が出てきているのではないかと考えています。もちろん分析しないといけません。先ほど病気とかいろんな家庭状況を言われましてけれども、国・府と比較して千人率が1.5倍という状況にある中で、ただ人を配置してもそれ以上減っていかない要因とは何だろうと考えています。その要因は内的な要因と外的な要因、どこにあるのかとか、摂津特有の何か要因を持っているのか、家庭の状況であったりとかいろんな要因があると思います。その分析をしておかないと、ここの資料の中でも不登校対策基本計画の中で不登校の背景には、いじめ・虐待・問題行動等の課題も関係して複雑化している。現象面だけでなく、その背景を分析し、最善の支援を行うことが重要である、と書いてありますが、まさにその通りで、だからこれからそのことをどうしていくんだということを各教育委員の皆さんも、大切なことは分かっているんですが、ではどのようなことをしていったらいいのかを議論する必要があります。福元職務代理なら中学校の時このようなことをやってきても、なお追いつかないのは何なんだろうとか様々あると思いますので、かなり皆さんからご意見を聞いて、改善のための議論をしていかないとそれ以上進まないのではないかなと思います。ただ、この5年間で横ばいですから、人を入れても入れた効果がこれまでに出了のかとか、そこから次の段階で減らすのに次は何をしないといけないか等、色々考えております。皆さん方ともあらゆる方法で、議論させていただきたいと考えています。

溝口委員

今後も分析の中で、小学校はうまくいっていても、中学校では、依然として厳しいと思います。ところが小学校と中学校とでは、原因が違うわけですね。小学校の場合は、家庭・学校となっているんですけど、中学校の場合は学校内に起因するというのが一番高くなっているんです。これは全国状況です。ですから本市の場合そういうことが言えるのかどうか、もし全国状況と同じであればやっぱり学校内に起因している内容、たとえばいじめであるとか、いろんな要因があろうかと思っておりますけども、そういう分析をこの間どうであったのかとかということですね。それから摂津小学校の状

況を言いましたけれども、それは全校状況でも1年間で登校復帰している子どもの3割近くいるわけです。ということは、持って行きようによってかなり改善はできると言うことです。全国傾向と摂津が特別の関係にあれば別ですけれども、同じような傾向にあるなら復帰はかなり早いということも言えるのではないかと思います。その辺はまさに複合要因と言われますけれども難しいことは難しいです。

原田委員

ここには、13年からのデータしか無いのですが、80年位から2001年まで直線的に増えています。その間3倍くらい増えているはずですがけれども2001年から横ばいに高止まりしておりまして、言ってみれば当然学校で起こっていることですから、学校の問題も確かにあると言えます。その中でも対人関係が大きいので、思春期に入って中学生年齢で一番出やすいから、中学校が多いというのは当然です。小学生でも多いのは5年生・6年生です。子どもの育ちというのはあまり変わっていないというか、良くなっている、むしろ悪くなっている、どちらかといえば1980年位から20年間増え続けたのが、本来なら増え続けるんだなと見ていましたが、ところがそれが横ばいになったのは学校の取り組みで横ばいになっているのかもしれませんが。年間30日以上休んでいるという子ども達の、例えば90年あたりだったら教室の他にできる場所が無かったので、行かなかったのが、別室登校というのが今はかなり広がってきて、その子達も入れたら当然増えているんだろうと思います。だから数字だけというのはややこしくて、例えば病気の子達とか、経済的な子というのは一時調べたことがありまして16年・18年位には、不登校という理由はあまり無いのですけれども、病気でない経済的な子というのはほとんど上がってきていません。その他というややこしいのがあって、その他というのには何が入るのかというのは、それは学校の中のカウントなので長期欠席生徒の数のうち不登校とカウントされているのが何人いてとか、30日ってカウントされるんですけども30日未満の子達とか、もうずっと来ていない子達はどうなっているのか、もう少し色々調べてみなければいけないかなと思います。それで確かに学校の取り組み以外にいろんなところが増えて学校以外に行くところがあるというのは、それは良いことだと思っています。不登校を減らすということを目指ると、とにかく無理矢理に来さすということ、小学校だから出来ないことはないのですがどうかと思います。あるいは別室登校をさせるというように、子ども達にとって果たして良いことなのかどうかということを考える余地もあるのかなと思っています。特に小学生というのはまだ自分の意志というのはそんなに強くないので親なり先生がその気になれば、なんとかなると思うので、それが本人にと

って良いのかどうか、もう少し色々検討してみる必要があるのかとも思います。子育ての結果が思春期に現れるわけで、それが中学生年齢になって出てきて中学校がややこしいのは、当然なわけです。当然いじめとか子どもの中の問題で子ども自身の問題、学校が責められる部分もありますが、とにかく複合的と言いますか、その辺りをかなり分析したうえで考えていく必要があると思っています。

委員長

もう少し詳しい数値が必要ということですね。

教育長

病欠の子どもや、その他とかもっと詳しい分析のデータが出てきたらもう少し詰めた話ができるのですが、中学校だったら100日以上欠席している子だったり、小学校だったら30日以上対応はどうしていくか等これからはもう少し詳しい分析が必要かもしれません。

委員長職務代理者

今、教育長が言われた細かいデータが必要かといったことなのですが、人を入れて横ばい状態になっているのも、全国平均に比べるとまだ高いということです。これは市全体の数字ですから、ものすごく減っている学校もあるということです。中学校でも減ったところもあるしそれは、同じように人が入っているでしょうし、同じようなコーディネーターが入って同じくらい仕事をしているのに実数が全然違ってきていて、そこはなぜなのかと思います。私も現場から見てましても、その学校で、家庭訪問等をされて、いったいその人がどういう活躍をして、どうなっていたのかと思います。もちろん理由を分析した結果、誰があたるのか、学校の組織としてどう動いているか、もしもそういうことが良いように働いていて結果としてそこが減少しているということだったら、同じようなやり方をしていけば減ると思うのですが、それを自分の学校はこれで行くという従来型の形でやっている学校があればそれはまずいと思うので、細かいデータを出していただきたいと思います。

教育長

良い事例があれば細かい数字として各校別に出てきたらそういう形を取れば良いことだと思いますし、あと固有の状況として教職員の考え方がいろいろあると思います。私は、先ほど言ったのは行政の立場で言ったらこれだけ人を入れて、支えて支えてやってきてもなお変わらなかったらいったい何の原因があるのかという話になりますので、ある程度たくさん減ってる学校、あんまり減っていない学校があるんでしょうけれども、人を入れた成果というものが一定出てきても、その次の一歩を踏み出すためにはそれだけではいけない、もうひとつ手を打たないといけないことがあ

るのではないかなと感じています。

原田委員

ここに書かれている取り組みの方法自体は悪くないですし、私も中学校の養護教諭の先生と10年以上も勉強会をしているので、ここの地域の学校の取り組みも一応色々わかっているつもりなんですけれども、その辺りちゃんとどの位できているのか、かなり皆さん一生懸命やっておられますけれども。

委員長

保護者の立場から言わせていただくと、いろんな原因で不登校になる子どもがいるのですけれども、一つは中学校になって大きいのは、人間関係につまずいてということ、例えばちょっと失敗して一旦行きにくくなると、その次は何で来ないのと周りから言われるのが非常に怖くなって、登校しても、どうして休んでいたのかと言われるのが怖くなってどんどん落ち込んでしまうこともあると思います。だから未然防止のところ人間関係作りというのがありますから、それをもっとうまく持っていけないかなと思います。実際不登校になっている子に対してクラスでは、あいつ休んでいるぞと言って、けっして温かい目で見ていることも無いので、そういうことをもう少し子ども達に温かい目で見るとような人間関係づくりができれば少しは良くなるのではないかなと思います。どうでしょうか。

委員長職務代理者

人間関係づくりと言っても今の中学校でも子どもたちは、すごく折れやすいと言われていています。そこで人間関係で折れやすい子どもをどうしたら強くなるのか、そこが子育てで幼児期からの育ち方がどうなのかといった問題もあります。小学校低学年ぐらいはまだ仲良く遊んでいると思うのですが、その辺学校としては、どう人間関係を作るのかということが求められていると思います。

委員長

そうですね、打たれ強い子どもを作っていかなければいけないと思います。児童相談課長何かありますか。

児童相談課長

支援につながらない子どもさんがおられるということは、支援をしながら一日、二日で、解決する課題ではありませんので、何年かという形でやっと一日1時間登校できたことに私達も喜びを感じるようなものです。本当に一日、一日の積み重ねの取り組みになっております。私たちも数字を見て一喜一憂することもありますけれども、学校から提出される子どもさん一人一人の状況を日々眺めながらこの子どもさんには何が必要だとか、こういう子どもさんはどういう課題があるのかいつも考えながら、その中

で臨床心理士の意見も聞きながら学校にまたそのことを伝え、子どもへの対応を考えながら支援していくということです。先ほど溝口委員から家庭訪問という話があったのですけれども、学校だけではなく教育センターの職員も学校と共に家庭訪問をさせていただいたり、また先ほどから出ております家庭教育相談員が家庭訪問したりとか、いろんな形で子どもさんに直接関わろうとするようにしております。それから保護者の方にも関わろうとするというような事をしながら取り組んでおります。なかなか成果があがらないことにも悩みを感じておりますけれども、今できることを積み重ねていくということで踏ん張っていきたいと思っています。

原田委員

教員の意識というのは大事かと思います。教員が学校に来れない子どもにどういう見方をするのかというのは、まだ改善の余地は随分あるとは思いますが、そんな中で変わっていかれるのだと思います。

委員長

先生によって対応がまちまちということがありますか。

原田委員

小学校は先生によって違いがはっきりしています。

委員長職務代理者

子どもや保護者の立場からしたら、誰が家庭訪問してくれた時に一番心が開けるかと言うと今、原田委員がおっしゃったように担任だと思います。子どもにとっては、ちょっと語弊はありますが、どんな先生であっても担任なのです。どの子にとってもその担任の先生がすごく大きい存在ですからそこがどういう働きかけをするかで、そこが第一だと思います。まずそれがあって次にコーディネーターであるとかいろんなサポートする体制が出来てくるわけです。だからその担任がいかに働けるかというように組織を学校の中でどう作るかということです。そういう時に学校が多忙であるとか時間が無いとか色んなことが出てくるわけですが、そこを組織なりのサポートの中でその担任がどう乗り越えていけるか、それがすごく大きいですね。

委員長

担任と子どもの相性もあると思いますが。

委員長職務代理者

これは相性というのはある程度大人の考え方だと思うわけです。担任以外の先生が行くと担任の方が大事なのです。2人の先生が行った時に実際の問題は別としても、自分が何年何組に所属して、子どもにも所属感があるからどんな先生であっても子どもにとって担任は絶対的な存在なわけです。そのように思っています。

委員長	<p>保護者にとっては、子どもが学校に行かないというのは大変な心配事になると思いますので、その時に担任とうまく話ができるように、もし担任と話ができなかった場合は誰に相談すればいいのかという問題もあります。</p>
原田委員	<p>学校の先生には、学校という看板を掲げているわけですから、子どもにとって今、学校に行けないという時に、学校の先生に来てもらうとしんどくなりますよね。だから学校の先生だけで関わるのはしんどいです。学校という所に向き合える状況になれば学校の先生に、そこまでいかなければ、他の専門機関がもう少し必要になると思います。</p>
委員長職務代理者	<p>その見極めで子どもがどういう状況なのかというのは、学校の先生が家庭訪問をしない限りは、ちょっと掴み得ないのではないですか。それはどんな形でわかるのでしょうか。</p>
原田委員	<p>それは、私も精神科で子どもたちを診ていますが、最近はわりに小児科から紹介されるケースも多いです。おなかが痛いとかから始まって、これは精神的な問題だなということで紹介されて来ます。その時にまだ今は学校に行く時期ではないなという判断をしますし、まあそろそろ行けるので、学校と保護者と話をしていくというのは常にあります。</p>
教育長	<p>医療機関に関わる家庭って少ないのではないのでしょうか。我々がよく見るのはスクールカウンセラーのように、お兄ちゃん、お姉ちゃん世代の子が人間関係を作るということが出来ないかなとよく話をしますけれど。</p>
原田委員	<p>家というのはプライバシーの塊であります。</p>
教育長	<p>そのためには、保護者が開かないといけないわけです。家庭訪問に来てもらって良いよという認識でないと絶対入れないと思います。</p>
原田委員	<p>そういう意味ではなくて、本人達は学校から避難しているのにそこへ乗り込んで来られたら、自分が安心できる家庭にまで乗り込まれたら嫌だと思ってしまうわけです。</p>
委員長職務代理者	<p>それは個別にさまざまなケースがあるわけです。</p>

原田委員	そういう意味では、いろんな人が入ってカウンセラーとかソーシャルワーカー等の人が入りながら判断して何をすべきか、やっていくのが大事ですよ。
教育長	そういう場合の家庭訪問をする際は、担任の先生が行くことが良いのか、どういう方が良いのか、現実にはどういう人が行っていますか。児童相談課長より説明してください。
児童相談課長	その子どもさんにとって誰が一番キーパーソンになれるかということを考えまして、担任の先生だけじゃなく、家庭教育相談員が訪問したり、もちろんスクールソーシャルワーカーも派遣させていただいたり、いろんな形で家庭訪問は実施しております。教育センターの職員が家庭訪問しているケースもあり、子どもさん一人一人に応じてというところが、まず私たちの考えているところでございます。
教育長	ここに書いてある個別支援計画もそれぞれあるわけで、これはこれから作るわけですか。すでにある計画もありますか。
児童相談課長	各校でそれぞれ計画は持っておられたのですが、大阪府の教育委員会の方から示されたものがございまして、昨年度からその計画を活用しながら誰が見ても対応出来るというような実施を考えております。
教育長	細かい分析は今後また時間を作っていただいて議論していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員長	はい、わかりました。
委員長職務代理者	不登校で最後に残ってくるのは、自分の子どもが学校に行ってもらわなくてもいいと思っている保護者がいるのではないかと思います。今までの経験から行くと、保護者自身がそういう価値観を持っておられるように思います。そういう子どもは登校してくるのは無理なのですけれど、一方で保護者は学校へ行ってほしいと願っているし、周りのおじいちゃん、おばあちゃん、兄弟もそう願っているでしょうけれども子どもは何となく学校に行きたくないと言っているということです。そういう子どもさんなんか、どれぐらい居るのかと思いますけど、そういう子どもさんについて、数字上減らすのはかなり無理があるのかなとも思います。

教育長

以前に伺ったのは、あまり学校へ行け行けと強要したらだめだと聞いておりましたが、今は変わってきているのでしょうか。

原田委員

登校支援と言っていましたかね、昔のカウンセラーはとにかく本人のしたいようにそのうち学校へ出て来ますから、そんな登校刺激と言いますか学校に行こうということは一切言ってくれるな、という人は多かったようです。スクールカウンセラーも98年位に入って最初はいろいろトラブルになっていたようですが、やっぱり学校のこともそれなりに分かってきた人が、多くなってきていると思います。もともと心理専門家の人の特徴として自分自身が触られるのがいやだから、子どもも触るなという方がいます。だけど子どももある程度状態が良くなると、なんかきっかけがほしいので友達であったり学校の先生であったり、いろいろと働きかけをしてもらった方が良いですね。昔ほどマルペケ式では考えていないと思います。

溝口委員

調べてもらった対象ですが、家は完全に出ている。ところが学校に行っていないという子どもは、そんなに数はいないと思いますが居ると思います。それは遊びに行っているとか、あるいは悪いことをしたり、極端な事を言えば犯罪の温床にもなりかねない、そういうこともきっちり調べてほしいと思います。以上です。

委員長

この数値に別室登校は入っていないと今おっしゃってましたが、別室登校も入れると教室に入っていない子はもっとたくさんいるということですか。今後も引き続き、もっと細かい分析をいただいて考えていきたいと思います。

以上で、すべての案件が終わりましたので、第5回教育委員会定例会についてはこれにて終わりたいと思います。皆様ご苦労様でございました。

